

労使委員会で決議すべき事項

①対象業務の範囲、②対象労働者の範囲、③みなし労働時間、④労働時間の状況に応じた対象労働者の健康・福祉確保のための措置、⑤対象労働者からの苦情処理に関する措置、⑥労働者の同意の取得及び不同意の不利益取扱いの禁止、⑦決議の有効期間の定め（3年が望ましい）、⑧④⑤⑥に関する労働者ごとの記録の保存（有効期間中及び期間満了後3年間）

資料出所：厚生労働省

注：④の事項は、6か月ごとに労基署に報告する必要がある。